

平成20年度
第2回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成21年2月5日（木）

午後1時25分～3時45分

場所：太子町役場 第2会議室

平成 21 年度第 2 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録

1. 協議会の開催日時及び場所

日時：平成 21 年 2 月 5 日（木）

開会：午後 1 時 25 分

閉会：午後 3 時 45 分

場所：太子町役場 2 階 第 2 会議室

2. 協議事項

① 国民健康保険税の税率改正（案）について

② 介護納付金に係る課税限度額の見直しについて

3. 委員の出席・欠席

出席委員： 桜井 公晴 佐野 芳彦
富岡 治彦 寺西 信郎
小田 寛治 山木戸 淑子
松木 功治

欠席委員： なし

4. 事務局

副町長 八幡 儀則
生活福祉部長 丸尾 満
町民課長 井上 一幸 係長 森川 勝
税務課課長 丸尾 清和

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会

2. あいさつ 副町長 八幡 儀則 、 会長 桜井 公晴

3. 会議録署名委員の指名

会長が寺西信郎委員と小田寛治委員を指名

4. 議題

① 国民健康保険税の税率改正（案）について

井上課長：資料に基づき、「国民健康保険税の税率改正（案）」について説明
配布した資料

ア 国民健康保険税の税率改正（案）

イ 資料1 平成20年度第2回国民健康保険運営協議会

ウ 資料1の説明書

エ 資料2 平成20年度第2回国民健康保険運営協議会

オ 平成20年度当初予算と平成21年度当初予算の比較

カ 平成19年度保険者別基金等保有額（速報）

会 長：国民健康保険税の税率改正（案）について説明がありましたが、ご質問が
ございましたらお受けしたいと思います。

会 長：休憩したいと思います。休憩中にご意見があればいただきたいと思います。

休 憩

会 長：それでは、会議に入ります。何かご意見等ございますでしょうか。

丸尾課長：休憩中にご質問のありました収納率の件であります。一般分の収納率が
今年度89.7%でしたが、来年度88.75%としている理由については、平成
20年4月1日から施行されています後期高齢者医療制度により約2千人が
国保から移行されておられます。我々が見る国保新聞では収納率の高い75
歳以上の方が国保から抜けられることにより収納率の低下が懸念されると
書かれてあります。平成21年1月末の収納率は71%で、前年同期と比べ
同レベルとなっておりますが、確定した数値は出納閉鎖を待たないといけな
いが、全国的には低下するだろうと言われております。どこまで下がるか
読めない理由の一つとして65歳から74歳までの年金天引きがどう影響す
るのか、あと4ヶ月どう推移するのかが読めないところです。一般会計で
は延滞金を今年度から取るということを周知徹底し、その効果も見られて
いますが、国保ではそれも見られないのが現状です。

会 長：それで収納率はどれくらいになると思っているのか？

丸尾課長：休憩時間中に井上課長がご説明しましたが、平成19年度の医療費一般分の

収納率は 89.7%で確定していますが、平成 21 年度の当初予算は 88.75%で予算編成しております。落ち幅は出納閉鎖を待たないとわからないというのが現状です。

会 長：税率改正は収納率いくらで計算したのか？

井上課長：88.75%です。

会 長：それでまともと考えるか？ 初めから払わない者を除いて、払える者に賦課するという仕組みが問題である。なぜ 100%で組まないのか？入らないものについては何らかの方法で措置すべきであるのでは。

小田委員：現実の事業計画を組む際に、収納率が 100%というのは現実的ではないと思う。

会 長：皆さんに負担をかけないのなら収納率をかけてもいいと思うが、負担をかけるならこの方法は適切ではないと言っているんです。

小田委員：一般会計からの繰り入れがあると言われてますし、会社の事業計画でも収入 100%という事業計画というのは絶対組まれないんですよ。

会 長：それはわかります。医療制度の中は商売とは違う。残った人たちに負担がかかるということなんです。

小田委員：私には理解できませんが。

会 長：会計独立主義といわれるが、支援している団体もある。収納率は税負担するのだから公平に 100%にすべきではないかと言っているんです。

小田委員：100%にするのは現実的でないのと違うかと私は言っているんです。

会 長：確かに現実的でない。しかし、10%を切った 88%で計算すれば、その残った人たちに税の負担がかかるのはおかしいということです。

小田委員：不足分を 100%とは言わないが、いくら一般会計から繰り入れすることではないのですか？
全部その残った人たちに負担がかかっているのではないと思うが。

会 長：これは大方残った人たちがかぶると思うが。

森 川：課長がご説明したとおり、税率改正をしなければ赤字補填として 1 億 400 万円ほどを一般会計にお願いをしなければなりません、この税率改正により 3 千 100 万保険税が増えたと残りの 7 千万ほどを一般会計に負担いただく

ということになります。通常5千万円ほどの赤字補填を予定していますので、2千万円ほど通常より余分に一般会計から繰り入れしてもらう予算としています。

会 長：その他一般会計の繰入金が7千万円というのは否定しませんが、保険税を考えれば、入らない計算はダメであろう。入らないものは一般会計が責任を持って対応すべきであると言っているのである。今まで1億5千万円、2億を繰り入れた時期もある。

井上課長：それは一般会計の財政が裕福な時の話であって、今は無理であると言われている。

会 長：財政の状況、社会の状況を見て考えないといけない。
裕福なときにもっと入れろと言ってきたけどいれなかった。赤字になったときは一般会計は知らん顔をしないとやってきた。この会計はそういう運営をしてきたのである。
保険税の収納率を100%にしたらいくらになるのか、説明してください。
暫時休憩します。

(休憩中の質疑応答の要旨)

井上課長：保険税の収納率を100%にしたらという前提で、保険税の滞納繰越分も含め計算しますと、平成19年度保険税全体の滞納繰越分2億1,600万と、医療費分の4億6,840万円で比較すると、その足し算となります。

会 長：やはり計算上は100%で計算すべきである。

副町長：理論上、計算上会長が言われているのはわかるが、私どもも一所懸命努力した結果が今の収納率である。これを100%の収納率で計算せよというのはおかしい。足りない分は一般会計が負担すべきとおっしゃりたいと思うが、当然一般会計からも義務的な経費は繰り出ししておりますし、別枠として福祉的な面も含めて繰り出ししておりますので、それを100%の収納率で計算すべきというのは現実的ではなく、計算上はそうなるのはわかるが、入るものを見込んでするのが通常ではないかと考えます。
財政的に余力があるときなら、一般会計でみましょうかとも言えるのかもしれませんが、今の財政状況ではとても言えないのが現状です。今回の提案は、国保被保険者の方にこれ位のご負担をお願いしたいということで提案させていただいております。
考えていただきたいのは、国保については、原則、国庫支出金、県支出金、町からの繰入金と保険税でまかなっていますので、町からの繰入金をどんどん増やしますと、組合保険とのバランスも崩れますし、組合保険が困っているからと言って税金を投入できるわけもなく、国保だから福祉的な面もあるから町から何とかしようということで国保に繰り入れするのが

7,300 万円と私は理解しています。

会 長：引き上げの根拠として収納率をかけて税を上げるのと、納められないのを承知で税を上げるのと一緒である。

(再開)

会 長：では、再開します。
質疑はございませんか？
ないようでしたら、次回までによく考えていただいて、当局も考えて次回で確認したいと思いますが、よろしいでしょうか？

委 員：はい

会 長：では、続いて介護納付金に係る課税限度額の見直しについて、事務局から説明してください。

丸尾課長：介護納付金については、平成 12 年度の介護保険制度の発足に合わせスタートしており、当時の課税限度額は 7 万円でした。その後、介護保険事業計画の見直しが 3 年ごとに行われ、平成 15 年、平成 18 年においても限度額が 1 万円引き上げられています。今年 4 月の介護保険事業計画に合わせ、地方税法施行令の改正が行われる予定で、改正内容は、課税限度額を現行 9 万円から 10 万円とするもので、本町においても政令に合わせ改正するものです。地方税法の一部を改正する法律案が 171 国会に 1 月 27 日に提出されており、昨年同様年度内の成立は不透明ではありますが、国保料の基となる国保法施行令の一部改正が 2 月 12 日に公布される予定であることから、3 月議会での追加上程あるいは専決を避ける観点から税率改正と同時に改正するものです。20 年度の課税状況から、該当者は 129 人と見込まれ、1 万円の引き上げで最大 129 万円の税額が増えることとなります。

会 長：質疑があればお願いします。
この点について、また、その他についてでも結構ですので何かありますか？

小田委員：基金の保有状況の資料をいただいているが、姫路市は保有高ゼロ、当町は 1,700 万、たつの市は 4 億以上という極端な数値となっている。情報として基金保有高がゼロであっても国保は適正に運営されていると言えるのですか？

井上課長：姫路市は、毎年保険料の料率を変えております。というのは年がかわりましたら、所得の状況が確定し、医療費がかたまりますので、その段階で保険料の率を定めています。従いまして、姫路市は基金を持つ必要があまりないというように聞いております。基金保有高が多い市町については合併のあった市町が多く、その合併協議の中で基金をこれだけ持とうと判断され、多い

と考えています。

会 長：他に何かございますか？

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成21年2月25日

議 長

桜井 公晴

署名委員

寺西 信郎

署名委員

小田 寛治